

春日部商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）「チラシ広告折込配送サービス」運用要領に基づき、商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』にチラシ広告を有料で折り込みするにあたり、必要な事項について定めるものとする。

(対象者)

第2条 原則、商工会議所の会員事業所とするが、商工会議所が必要と認めた場合はその限りとしなない。

(受付基準)

第3条 チラシ広告の範囲は「チラシ広告折込配送サービス」運用要領に沿ったものとする。

- 2 実施の公平と有効性を規する為、原則毎号1事業所1枚、最大7社までの受付とし、先着順とする。

(チラシ広告の規格等)

第4条 紙媒体での広告とし、サイズは、B5・A4・B4・A3サイズとする。

- 2 折込する内容物等について、商工会議所が与信を与えるものではなく、書類等は全て依頼者の責任において作成するものとする。

(料金)

第5条 料金は下記に定めるとおりとする。

チラシサイズ	枚数	折込料金(税込)
B5・A4版	1枚	30,000円
B4・A3版	1枚	35,000円

(申込み)

第6条 依頼事業所は、折り込み希望月の前月1日までに、春日部商工会議所チラシ広告折込配送サービス申込書（様式第1号）にチラシ広告原案を添えて商工会議所に提出するものとする。

(決定)

第7条 商工会議所は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査すると共に諾否を決定し、申請事業所へ通知するものとする。

2 折り込みする書類等は、依頼者が用意し、発行月の前月 25 日までに商工会議所に納品するものとする。

(料金の納入)

第 8 条 申込み受付が完了・決定した事業所は、折込料金を商工会議所が指定する方法により納入するものとする。

(料金の返還等)

第 9 条 納入された料金は返還しないものとする。ただし、本サービスの申込受付完了後に、商工会議所の都合等により『かすかべ CCI NETWORK』の発行を停止した場合は、その停止期間に応じて折込時期を遅延するものとする。

(その他の事項)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

春日部商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」運用要領

1. 春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）「チラシ広告折込配送サービス」とは、商工会議所会員企業の発展に資することを目的とし、原則会員以外の利用は認めない。但し、商工会議所が必要と認めた場合はその限りではない。
2. 本サービスは、商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』をメール便にて配布するにあたり、会員企業の販売促進の為の書類等を折り込みするものであり、折り込みする内容物等について、商工会議所が与信を与えるものでないこと、およびサービス依頼者は、下記の事項を遵守するものとする。

もし、商工会議所において、本サービスの提供を拒否する場合は、適宜その旨をサービス依頼者宛に連絡する。

 - ① 公序良俗に反しないこと
 - ② 関係法規に違反しないこと
 - ③ 誤解を与える虞がないこと
 - ④ 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと
 - ⑤ その他、商工会議所が本サービスの運用上、不適當、不相当と認めた場合
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により不適當と認められる場合、本サービスは履行しない。
4. 商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』は、原則毎月 5 日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合もあるので、申込期限等を有する内容のチラシについては原則受け付けない。
5. 配布先については、会員企業及び会議所関連諸団体を対象とする。
6. 本サービスの実施に当たっては、申込み等重複した場合、実施の公平と有効性を規する為、原則毎号 1 事業所 1 枚、最大 7 社までとし、併せて 2 枚以上同封を希望する場合は協議する。尚、受付は先着順とする。
7. 内容物等に関する責任は、一切すべてサービス依頼者に帰属するものとして、本サービスにより生じた取引上のトラブル等について商工会議所は、一切責任を負わない。

8. 本サービス依頼者に係る料金は、下記【料金表】にて取り扱う。また、本サービス申込後はこれを撤回することはできない。

【料金表】

チラシサイズ	枚数	折込料金（税込）
B5・A4版	1枚	30,000円
B4・A3版	1枚	35,000円

9. 料金は、本サービスへの申込み受付完了後、商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。
10. 『かすかべCCI NETWORK』に折り込みする書類等は、依頼者が用意し、発行月の前月25日までに商工会議所に納品する。
11. この運用要領に同意の場合、折り込み希望月の前月1日までに商工会議所へ連絡し、別紙申込書に必要事項を記入、押印し、チラシ広告原案を添えて提出する。
12. その他、上記条項に定めのない事項については、両者協議のうえ、信義に則り解決する。
13. この運用要領は、平成22年10月1日から施行する。